平成２８年（フ）第１５４号
北海道中川郡本別町山手町39番地
債務者　ビューティーサロンＮＯＲＩＫＯこと
富田　則子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　紘生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第５５２号
埼玉県春日部市薄谷292番地７
債務者　鈴木　隆志
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅沼　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５８８号
名古屋市天白区平針４丁目101番地の２　ダイアパレス平針402号
債務者　林　　準三
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５号
新潟県上越市大字岩木2105番地26　メゾン優207号
債務者　小菅　重郎
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２６０号
北海道稚内市富岡５丁目19番３号
債務者　阿部　誠一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年３月１日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６２０４号
東京都港区北青山２丁目10番22号
破産者　株式会社ディレクション
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２０５号
東京都大田区上池台２丁目37番７―303号
破産者　株式会社ミッション
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２０６号
東京都品川区北品川５丁目６―24―1601、開始決定時の住所東京都品川区北品川６丁目６―33　プライムメゾン御殿山ＥＡＳＴ208
破産者　塩田　正人
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７９号
東京都墨田区本所１丁目12番１号
破産者　株式会社ホープ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６９号
東京都あきる野市瀬戸岡563番地６
破産者　有限会社セドーカージャパン
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３８８号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目12―８、開始決定時の住所東京都練馬区関町東１丁目20―９
破産者　白旗　定幸
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３８４６号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目24番４号
破産者　株式会社スタージス
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９３０号
東京都国立市西１丁目８番地の55　ビーグルマンション103
破産者　有限会社トノモリ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１２６号
東京都港区六本木３丁目５―６　小木方
破産者　今村　貴子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２４９号
東京都世田谷区桜丘４丁目５―３―301
破産者　渡邉　隆一
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４４２８号
千葉県柏市豊四季1008―８　ピアンターレＭ―407
破産者　山根　　恵
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５８３号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―２―206
破産者　土井　康一
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６１２号
東京都八丈島八丈町三根1748　桜平団地Ｃ棟202、住民票上の住所東京都八丈島八丈町三根1748
破産者　佐々木貴史
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６１６号
東京都西東京市ひばりが丘北２丁目５―６―301
破産者　及川　　顕
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部